改正後

（技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官、食料自給率専門官及び環境企画官）

第四条　政策課に、技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官二十五人、企画官三十五人、調整官四人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官四人、食料自給率専門官二人及び環境企画官三人を置く。

2～14　（略）

（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、情報化推進官及び文書管理専門官）

第五条　広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官三人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、情報化推進官一人及び文書管理専門官一人を置く。

2～14　（略）

15　文書管理専門官は、農林水産省の所掌事務に関する公文書類の管理及びこれに関連する情報の公開の適正な実施の確保に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（食品安全科学室及び国際基準室並びに企画官、国際食料調査官、リスク管理専門官、食品安全危機管理官及び国際基準専門官）

第十八条　食品安全政策課に、食品安全科学室及び国際基準室並びに企画官二人、国際食料調査官五人、リスク管理専門官三人、食品安全危機管理官一人及び国際基準専門官五人を置く。

2　食品安全科学室は、農林水産省の所掌事務のうち食品の安全に係るものに関する総合的な政策の企画及び立案を行うために必要な科学技術の研究及びその成果の普及に関する事務をつかさどる。

3　食品安全科学室に、室長を置く。

4～10　（略）

（生産部の所掌事務）

第百六十三条　生産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農畜産物（蚕糸を含み、種苗（さとうきび及びばれいしょの種苗、桑苗並びに飼料作物の種苗を除く。）を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二～十六　（略）

（人材確保支援企画官）

第百九十八条の二　経営支援課（近畿農政局の経営・事業支援部経営支援課を除く。）に、人材確保支援企画官一人を置く。

2　人材確保支援企画官は、地方農政局の管轄区域内における農業労働力の確保に対する支援に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（設計課の所掌事務）

第二百条　設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　土地改良事業計画の技術的な基準に関すること。

三～八　（略）

改正前

（技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官、食料自給率専門官及び環境企画官）

第四条　政策課に、技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官二十五人、企画官三十五人、調整官四人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官四人、食料自給率専門官二人及び環境企画官四人を置く。

2～14　（略）

（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官及び情報化推進官）

第五条　広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官三人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人、政策立案企画官一人及び情報化推進官一人を置く。

2～14　（略）

（新設）

（食品安全技術室及び国際基準室並びに企画官、国際食料調査官、リスク管理専門官、食品安全危機管理官及び国際基準専門官）

第十八条　食品安全政策課に、食品安全技術室及び国際基準室並びに企画官二人、国際食料調査官五人、リスク管理専門官三人、食品安全危機管理官一人及び国際基準専門官五人を置く。

2　食品安全技術室は、農林水産省の所掌事務のうち食品の安全に係るものに関する総合的な政策の企画及び立案を行うために必要な科学技術の研究及びその成果の普及に関する事務をつかさどる。

3　食品安全技術室に、室長を置く。

4～10　（略）

（生産部の所掌事務）

第百六十三条　生産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農畜産物（蚕糸を含み、種苗（桑苗及び飼料作物の種苗を除く。）を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二～十六　（略）

（新設）

（設計課の所掌事務）

第二百条　設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（新設）

二～七　（略）